

第4章 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保

第1節 豊かな自然環境の保全とふれあいの確保

北九州市自然環境保全基本計画

本市における自然環境保全施策を総合的・計画的に推進し、新たな課題に対応するため、平成17年度に本計画を策定しました。計画は5つの目標とリーディングプロジェクトを掲げ推進し、市民・NPO・事業者・市等で構成される「北九州市自然環境保全ネットワークの会」が進行管理を行うという特長があります。

響灘・鳥のさえずる緑の回廊創成基本構想

若松区響灘埋立地区において自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指して、平成17年度に本構想を策定しました。具体的には、市民や企業の協力を得て、公園や道路沿線の緑地を整備する「緑の回廊づくり」と拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」という2つの柱からなっています。また、「緑の回廊づくりを進めるため、市民・事業者・行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる仕組み「響・どんぐり銀行」を創設し、活動を推進しています。

自然環境の保全と都市部の緑の創出

●北九州市「緑の基本計画」

うるおいと活気のある都市空間の創造を目指して、平成4年度に本計画を策定しました。「パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州」を基調テーマに「緑の保全と活用」、「市街地の緑化」、「体系的な公園緑地の整備」、「管理の充実と緑化の推進」を4つの柱として様々な公園緑地事業に取り組んでいます。

●緑の保全と活用

「北九州市風致地区条例」に基づき、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲との環境と開発の調和を図り、快適な環境を創出するために風致地区の指定を行っています(15箇所・12,870.7ha)。また、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地を「特別緑地保全地区」として指定し、現状のまま保全を行っています(17箇所・83.3ha)。市域内には、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が1箇所指定されていて、面積は8,953ha(市域面積の約18%)となっています。

●市街地の緑化

緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化を目指し「緑のネットワーク」を創出します。具体的には、①公共用地(公園・街路・河川等)の緑化(19年度の緑化実績:39,821本)、②民有地の緑化は、地域住民相互の合意によって締結された「緑地協定」を市が認可し支援するものや市と事業者間で「工場等緑化協定」を締結し緑化を推進するなどを中心に行っています。また、「北九州市花の総合計画」(平成5年度策定)に基づき、花の普及活動・花づくりの実践・花づくりの活性化をテーマに事業を展開しているほか、緑化活動の推進のための基金も創設しています。

●体系的な公園の整備

平成18年度末の都市公園の整備状況は、総数1,610箇所・総面積1,129.7haとなっています。主な公園整備としては、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため「勝山公園」の整備を進めています。

目 標	プロジェクト
多様な自然環境の保全	響灘・鳥のさえずる緑の回廊創成事業
市民が育む自然	自然環境に精通した人材の育成
身近に自然を感じる都市づくり	響灘・鳥のさえずる緑の回廊創成事業
市民と自然とのふれあいの推進	里地里山の持続的な利用 ～小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクトの推進支援～
自然・生物に関する情報の整備	自然環境調査の実施とデータベースの構築

◆響・どんぐり銀行 育苗参加企業・団体(順不同)

電源開発 株式会社 若松総合事業所
株式会社 光正北九州事業所
日本通運 株式会社 北九州支店エコタウン営業所
佐伯建設工業 株式会社
三井鉱山 株式会社 北九州事業所
高野興産 株式会社
西日本オートリサイクル 株式会社
NPO法人北九州お元気協会
NPO法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会
イオン八幡東ショッピングセンター
イオン九州 株式会社 ジャスコ若松店

◆都市公園開設面積(平成19年度末)

種 類	開設面積累計 (ha)
街 区 公 園	197.5
近 隣 公 園	107.7
地 区 公 園	67.9
総 合 公 園	69.7
運 動 公 園	65.6
特 殊 公 園	149.0
緑 道・緑 地	92.9
広 域 公 園	376.4
そ の 他	3.0
小 計	1,129.7
港 湾 緑 地	36.4
計	1,166.1

(注) 都市公園総面積11,297,293m²
(一人当り11.50m²) (県営公園を含む)
(注) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積11,661,451m²
(一人当り11.87m²) (県営公園を含む)

親しみのある河川の整備

●環境に配慮した河川整備

本市では、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。

●市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくため、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる市民参加の川づくりに取り組んでいます。具体的には、紫川の「マイタウン・マイリバー整備事業」や板櫃川の「水辺の楽校プロジェクト」、撥川の「河川再生事業」等があります。

●ほたるのふるさとづくり

公共下水道の普及や河川整備等により水質が回復し、市民を中心にホタルの保護活動が熱心に行われた結果、市内の60以上の河川でホタルが確認されています。平成4年度から展開している「ほたるのふるさとづくり」により水辺の改善だけでなく、地域コミュニティ活動の活性化にも成果をあげています。

臨海部の整備

●海辺のマスタープラン2010

平成13年度に「海辺のマスタープラン2010」を策定し、市民が気軽に利用できる水際線25kmの整備を進めています。また、多くの人が訪れ、魅力あふれる「拠点エリア」(5箇所)、地域住民の利用を重視した「地域密着エリア」(7箇所)に分類しメリハリのついた整備を行います。平成19年度末までに、約13.4km(目標の約54%)が完成しています。

●市民参加による洞海湾の環境修復

平成15～16年度に、国・市が共同で「ムラサキガイを使った洞海湾の環境修復技術」の実証実験を行い、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。そして、その成果をもとに、平成17年度から小学校や市民団体と協働して、当手法を利用した洞海湾の環境修復を体験する取組を実施しています。

里地里山の保全と利用

●森林

本市の森林面積は、18,700haで市域の約4割を占めています。このうち、水源のかん養や土砂の流出の防備などの特定の目的を有し、法により土地の形質変更等を制限された森林が保安林です。本市の保安林の面積は4,890haです。

●農地

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的な機能を有しています。優良農地を保全するため、農業上の利用を確保すべき土地として、1,416haの農用地区を指定しています。

自然とのふれあい講座の開催

市民が市域に生息する希少な野生生物や豊かな自然環境とふれあう機会をつくるため、エコツアー(自然環境講座)を平成14年度から開催しています。19年度は「カブトガニの産卵観察」など市民団体の協力を得て行った環境局主催事業や、「カヌー教室」などNPO主催事業を開催しました。



▲紫川を満喫した「カヌーでゴミ拾い」

第2節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

大気環境の保全

●一般環境大気測定局（14 測定局）

二酸化いおう、二酸化窒素及び一酸化炭素は、すべての測定局で環境基準に適合していました。浮遊粒子状物質は塔野観測局のみ環境基準に適合し、他の観測局は黄砂の影響により不適合でした。光化学オキシダントは、評価対象時間帯（5時～20時）で環境基準に適合した観測局はありませんでした。また、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準以上となり、その濃度が継続すると認められた日（延べ4日）に光化学スモッグ注意報を発令しました。

●自動車排出ガス測定局（5 測定局）

一酸化炭素は、すべての測定局で環境基準に適合していましたが、浮遊粒子状物質は黄砂の影響によりすべての測定局で環境基準に不適合でした。二酸化窒素は、交通量の多い黒崎測定所で環境基準に不適合でした。

●有害大気汚染物質

5 測定局でベンゼン等 4 物質を測定したところ、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●アスベスト

5 測定局で大気中のアスベスト濃度を測定したところ、全測定局の年間平均値は 0.08 本 / ℓ と、低い数値でした。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 5 物質）

区分	項目	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)
一般環境大気測定局	二酸化いおう	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	二酸化窒素	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	14 / 14	100	14 / 14	100	13 / 14	93	14 / 14	100	1 / 14	7
	光化学オキシダント	1 / 14	7	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素	2 / 5	40	4 / 5	80	3 / 5	60	4 / 5	80	4 / 5	80
	一酸化炭素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	浮遊粒子状物質	5 / 5	100	4 / 5	80	4 / 5	80	5 / 5	100	0 / 5	0

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。
* 光化学オキシダントについては、測定時間帯毎に評価する短期的評価を行うこととなっており、評価時間帯（5時から20時）に各測定局において環境基準に適合となった時間数の割合は、平成 19 年度は 81.4%～93.5%の範囲であった。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項目	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)
ベンゼン	3 / 4	75	3 / 4	75	4 / 4	100	4 / 5	80	5 / 5	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局（北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局）及び自動車排出ガス測定局2局（西本町測定所、門司測定所）の計5局。門司測定所は平成18年度から測定開始。

水環境の保全

●河川

健康項目について、ほう素を除いて 27 環境基準点で環境基準に適合していました。ほう素は 11 環境基準点で環境基準を超過しましたが、これらの地点は感潮域で、海水中に含まれるほう素の影響を受けたもので、工場排水などの人的由来によるものではありません。また生活環境項目のうち、代表的な水質指標である BOD(生物化学的酸素要求量)については、貫川（神田橋）を除いて環境基準に適合していました。

●湖沼（ます淵ダム）

健康項目について、環境基準に適合していました。生活環境項目のうち、代表的な水質指標である COD(化学的酸素要求量)及び富栄養化の指標である全燐については環境基準に適合していました。

●海域

健康項目について、7 環境基準点すべてで環境基準に適合していた。また生活環境項目のうち、代表的な水質指標である COD(化学的酸素要求量)についてはすべての環境基準点で環境基準に適合していました。富栄養化の指標である全窒素及び全燐については環境基準に適合していました。

●地下水

概況調査及び汚染井戸周辺調査を 50 井戸で実施した結果、2 井戸（非飲用井戸）が環境基準に不適合でした。また、過去に汚染が確認された井戸については、毎年、定期モニタリング調査を実施しており、平成 19 年度は 19 井戸を調査した結果、15 井戸が環境基準に不適合でした。主な検出物であるテトラクロロエチレンは、主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤で、過去に使用されたものによる汚染であると考えられます。

●土壌汚染対策

市街地等における土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、法に基づいた調査や対策が進められています。この法律は、有害物質を取り扱っている工場・事業場の土壌について、汚染の有無が不明なまま放置され、のちに、再開発等により住宅や公園等に利用されることによって、人への健康影響が生じるのを防ぐために策定されました。本市においては、平成 20 年 3 月末現在、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない指定区間は 1 件となっています。また、土壌汚染対策法対象外の調査や不動産取引に伴う自主調査において、土壌汚染が判明した場合は、「北九州土壌汚染対策指導要領」に基づいて指導を行っています。

土壌汚染対策法の概要

調査
一定の機会*をとらえて、土地の所有者等が指定調査機関に依頼して、土壌汚染状況調査を実施し、都道府県等(本市の場合、本市)に調査結果を報告
※一定の機会：有害物質使用特定施設の使用の廃止時、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等(本市の場合、本市)が認めるとき

↓

指定区域に指定
土壌の汚染状態が指定基準に適合しない区画について、都道府県等(本市の場合、本市)が指定区域に指定し、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧

↓

指定区域の管理
【土地の形質の変更の制限】指定区域において土地の形質変更をしようとする者は都道府県等に届出。適切でない場合は、都道府県等が計画の変更命令。
【汚染の除去等の措置】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県等(本市の場合、本市)が土地の所有者又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令。

↓

汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定を解除

●下水道の普及促進

下水道普及率は平成 17 年度に 99.8%に達し、下水整備は概成しました。現在、処理施設として、新町、日明、曾根、北湊、皇后崎の 5 浄化センターが稼働しており、全浄化センターで 1 日あたり約 42 万 m³の汚水を処理しています。



騒音・振動対策

●自動車騒音

市内主要道路 56 区間で評価を行った結果、評価対象戸数（49,430 戸）のうち、近接空間（21,613 戸）においては 17,854 戸（82.7%）、非近接空間（27,817 戸）においては 27,515 戸（98.9%）が昼夜ともに環境基準に適合していました。

◆平成 19 年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

近接空間	環境基準適合戸数	昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
		19,932	17,906	17,854	1,629	
	適合率	92.2%	82.8%	82.7%	7.5%	21,613
非近接空間	環境基準適合戸数	27,750	27,529	27,515	53	
	適合率	99.8%	99.0%	98.9%	0.2%	27,817
評価区間全体	環境基準適合戸数	47,682	45,435	45,369	1,682	49,430
	適合率	96.5%	91.9%	91.8%	3.4%	

(注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時
近接空間：道路端から0～20m(2車線以下は0～15m) 非近接空間：道路端から20～50m(2車線以下は15～50m)

●新幹線騒音・振動

騒音については、測定を実施した 19 地点のうち、11 地点で環境基準に適合していました。振動は指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

◆平成 19 年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地点番号	測定地点	測定日	距離別騒音レベル (デシベル)					距離別振動レベル (デシベル)		列車速度 (km/h)	地域類型	軌道構造
			12.5m	25m	50m	100m	200m	12.5m	25m			
1	小倉北区上富野	H19.6.1	△71	67	59	-	-	44	43	123	I	高架
2	小倉北区平松町	H19.6.4	70	68	65	-	-	52	45	143	II	高架
3	八幡西区小嶺	H19.6.5	△71	△72	70	65	-	56	49	280	I	盛土
4	八幡西区茶屋の原	H19.5.28	70	△71	△72	62	-	56	53	278	I	盛土
5	八幡西区大字橋	H19.6.19	69	△74	△75	△71	63	57	55	287	I	盛土

(注) △は環境基準(振動は指針値)超過を示す。
騒音環境基準 (地域類型 I : 70 デシベル、II : 75 デシベル)、振動指針値 70 デシベル

●航空機騒音

芦屋基地周辺の 12 地点で測定し、11 地点で環境基準に適合していました。調査結果を芦屋基地に通知するとともに、環境基準に適合している地点においても周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への住宅防音工事助成対象区域（第一種区域）の拡大、環境省への航空機騒音の環境基準レベルの再検討を引き続き要望していきます。

◆平成 19 年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	WECPNL	地域類型	測定期間
1	若松区高須西二丁目	68	I	H19.10.12～H19.10.29
2	八幡西区三ツ頭二丁目	63	II	H19.10.23～H19.11.11
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	66	I	H19.7.1～H20.3.31
4	八幡西区三ツ頭一丁目	66	I	H19.9.19～H19.10.10
5	八幡西区浅川台三丁目	74	II	H19.10.2～H19.10.21
6	八幡西区日吉台二丁目	69	II	H19.11.15～H19.12.2
7	八幡西区自由ヶ丘	△73	I	H19.7.24～H19.8.28
8	八幡西区日吉台一丁目	66	I	H19.9.11～H19.9.30
9	八幡西区浅川学園台二丁目	67	II	H19.7.26～H19.8.22
10	若松区高須東四丁目	70	I	H19.11.27～H19.12.17
11	若松区青葉台西三丁目	64	I	H19.8.24～H19.9.9
12	若松区東二島五丁目	59	I	H19.8.30～H19.9.16

(注) 地点番号 4、5 は第一種区域内である。
△は環境基準超過を示す。環境基準(地域類型 I : 70WECPNL、II : 75WECPNL)

化学物質対策

●ダイオキシン類

大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）、地下水、土壌の調査を行った結果、すべての測定地点で環境基準に適合していました。

●内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

魚類等への影響が確認された物質（ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノール A）について、公共用水域における存在実態を把握するため、平成 17 年度より 5 ヵ年計画で環境調査を実施しました。その結果、ビスフェノール A について、海域 4 地点、河川 13 地点で検出されましたが、魚類に対して内分泌かく乱作用を与えられ濃度未満でした。

●PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

平成 14 年度から法律に基づいた PRTR の届出が行われていますが、北九州市における平成 19 年度の集計結果（平成 18 年度の排出量・移動量）は、環境への排出量が 2,302 トンで全国排出量の 0.9%、事業所外への移動量が 2,616 トンで全国移動量の 1.2%でした。

●PCB 廃棄物処理事業所及びその周辺の環境モニタリングについて

PCB 廃棄物処理事業所の排気、下水放流水及び雨水排水について、PCB、ダイオキシン類及びベンゼン（大気のみ）の測定を行った結果、すべての排出箇所での測定結果に適合していました。また、周辺の大気、公共用水域（海域）、底質及び土壌についても測定を行った結果、すべての測定地点で環境基準等に適合していました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	日本環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
処理対象物	岡山県以西 17 県の PCB 廃棄物	
①処理対象物 ②処理方式 ③処理能力	第 1 期施設 H16.12 操業開始	第 2 期施設 H21.3 操業開始予定
	①【高圧トランス】 【高圧コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB油分解量) 注) 第 2 期施設の操縦開始時に 1.0t/日へ能力強化	①【高圧コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB油分解量)
今後の予定	H21.3 能力強化 H27.3 処理完了	H21.3 操業開始 H27.3 処理完了

悪臭対策

悪臭は臭気のある多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する臭いは、時には不快な臭いとなって周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。また、住宅地の郊外部への拡大や住工混在地域が多いこと、さらには身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
苦情件数	140	134	109	128	155	183	192	165	195	123
行政指導件数	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0

◆平成 19 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
アスファルト製造工場	1
廃棄物処理事業場	4
肥料・飼料工場	1
化学工場	1
と畜場	1
計	8

環境科学研究所における検査・研究

●保健衛生部門

- 健康被害の予防のため、家庭用品や食品添加物、野菜・果物などの残留農薬、食品中の化学物質の検査を行っています。
- 食中毒発生時の原因究明のための検査や、細菌やウイルスで起こる病気の流行の拡大を防止するための調査研究を行っています。

●環境科学部門

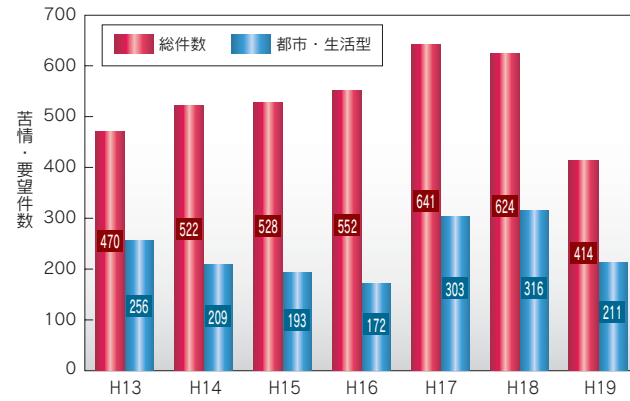
- 有害な大気汚染物質やアスベスト、公共用水域や工場排水の水質検査、及びそれに関する調査研究を行っています。また、市民からの苦情、事故の原因調査を行っています。

公害に関する苦情・要望

産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した苦情（都市・生活型苦情）の割合が多くなっています。平成19年度の公害に関する苦情・要望件数は414件で、そのうち都市・生活型苦情・要望件数は211件となっており、全体の51%を占めています。

市民からの苦情・要望に対しては、当事者への事情聴取や現地調査を行い、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。また、関係部局と連携を図りつつ、迅速・的確な処理を行い、解決を図るよう努めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



公害健康被害の補償と予防

〈経緯〉

昭和46年11月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請
昭和48年2月	洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km ² が地域指定となり医療費等の給付が開始
昭和48年10月	「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定
昭和49年8月	法の指定地域に隣接する5.9km ² を救済措置要綱の指定地域として市独自に設定
昭和49年9月	「公害健康被害補償法」が施行。施行にあわせて救済措置要綱の全面改訂補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業の開始
昭和62年9月	補償法が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
昭和63年3月	第一種指定地域の指定解除、補償要綱に基づく指定地域を解除 ※既認定患者への補償給付と公害保健福祉事業（転地療養事業、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業など）を実施。 ※新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業（健康相談事業、サマーキャンプ、水泳教室など）を実施。

◆年齢別疾病別被認定者数（法）

（平成20年3月末現在）

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	244	184	428	42.29	0	0	0	244	184	428	0	0	0	0	0	0
40~59	102	102	204	20.16	0	0	0	102	102	204	0	0	0	0	0	0
60~64	21	30	51	5.04	1	1	2	20	29	49	0	0	0	0	0	0
65~	113	216	329	32.51	10	28	38	103	188	291	0	0	0	0	0	0
計	480	532	1012	100.00	11	29	40	469	503	972	0	0	0	0	0	0

◆年齢別疾病別被認定者数（要綱）

（平成20年3月末現在）

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	27	22	49	57.65	0	0	0	27	22	49	0	0	0	0	0	0
40~59	8	2	10	11.76	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0
60~64	1	6	7	8.24	0	0	0	1	6	7	0	0	0	0	0	0
65~	9	10	19	22.35	0	1	1	9	9	18	0	0	0	0	0	0
計	45	40	85	100.00	0	1	1	45	39	84	0	0	0	0	0	0

◆被認定者異動状況（法）

項目	年 度														
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298
失効者数	治癒等	4	147	305	512	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,299	1,307	1,312	1,313
	他都市転出	2	4	7	13	20	26	31	33	33	34	38	38	38	38
	死亡	36	111	194	279	376	482	574	656	749	822	847	866	889	910
	計	42	262	506	804	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,184	2,211	2,239	2,261
増減数	1,090	363	228	140	287	△176	△254	△191	△156	△175	△42	△27	△28	△22	△25
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,114	1,087	1,059	1,037	1,012

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在） ※上段は累計

◆被認定者異動状況（要綱）

項目	年 度														
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	治癒等	2	54	68	87	111	136	166	182	197	207	209	213	214	215
	法移行	8	20	34	49	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	死亡	3	8	11	17	26	37	43	49	57	59	63	64	65	66
	計	13	82	113	153	224	260	296	318	341	353	359	364	366	368
増減数	122	7	28	44	8	△13	△36	△22	△23	△12	△6	△5	△2	△2	
被認定者数実数	122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	97	92	90	88	

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在） ※上段は累計

第3節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

エコビジターズインダストリー

北九州市では、市外からお客様をお招きし、本市の公害克服の歴史や、エコタウン、豊かな大自然などを紹介する「エコツアー」を通じたビジターズインダストリーの振興を推進しています。平成19年度は、エコツアーで使用するガイドブック（公害克服編、環境産業編、自然環境編）とともに、エコツアーDVDを製作し、首都圏の旅行者等にPRしました。平成20年度は、エコツアーガイド養成講座を開催し、ツアーの牽引役となるガイドを養成します。

市民との協働による景観づくり

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があります。本市では、「北九州市景観づくりマスタープラン」を策定し、市民のみなさんが北九州の景観を知り、地域主体の景観形成の取組が進むよう積極的に支援するとともに、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進しています。



門司赤煉瓦ブレイス：門司駅北側地区

歴史的建造物の保存と活用

北九州市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鋳業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。これらは、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力あるまちづくりの基盤となります。そこで、文化財の保存や観光拠点の整備との取組と連携し、歴史的な街並みや建造物の保全を進めています。八幡西区木屋瀬地区においては、平成10年から、一定要件を満たした建造物等に対して、修理・修景の一部を助成しています。



八幡西区木屋瀬地区

モラル・マナーアップについて

モラル・マナーアップに関連する条例が、北九州市議会（平成20年2月定例会）で可決され、平成20年4月1日からスタートしました。今回、迷惑行為の防止を推進する基本的な事項を定める「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」とともに、「公共の場所における喫煙（路上喫煙）」、「落書き」を防止する条例が制定されました。また、「ごみのポイ捨て」及び「飼い犬のふんの放置」を防止するための規制手段の見直しや新たに罰則を適用するなど、より実効性の高い取組を行うため、既存の条例が改正されました。

今後は、人の多く集まる市の中心市街地、観光拠点などを「迷惑行為防止重点地区」として、北九州市迷惑行為防止推進協議会（第三者機関）の意見を聴いて指定します。

第4節 開発事業等における環境配慮の推進

環境影響評価制度

昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施にあたり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価を実施してきました。更なる推進を図るため、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定しました。

平成19年度末までに方法書12件及び準備書9件の審査を行いました。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	事業者
平成16	(仮称)新・新門司工場建設事業	北九州市
平成19	新門司南地区公有水面埋立事業	北九州市
	西小倉駅前第一地区高層建築物建設事業	西小倉駅前地区市街地再開発準備組合
	戸畑共同発電所第5号発電設備建設事業	戸畑共同火力(株)
	響灘地区製鋼工場建設事業	寿工業(株)

北九州市環境配慮指針

法及び条例の制限を受けない開発を実施する場合においても適切な環境保全への配慮が求められることから、平成18年9月に北九州市環境配慮指針を策定しました。指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるよう作成しており開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることが期待されています。また、市が実施する開発事業については、指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています（平成19年4月から）。

自然環境アドバイザー制度

北九州市環境配慮指針の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して助言を求める制度で、平成19年度に制度の試行を開始し、自然環境アドバイザーからの必要な助言を受けた公共事業を2件行いました。